

令和4年10月28日	
所 属	協働推進課
所属長	西田 真弓
電 話	06-6489-6153

尼崎市とあまがさきキューズモールは、包括連携協定を締結します

1 概要

尼崎市は、11月4日（金）に、あまがさきキューズモール（運営：東急不動産株式会社）と包括連携協定を締結します。

あまがさきキューズモールは、平成25年10月のオープン以来、積極的に子育てや防犯などに関する取組やイベント開催を続けており、周辺地域の活性化に貢献してこられました。

特に近年では、地域の人々が交流できる場として「まなびのひろば」、尼いもや夏野菜の植えつけ体験などができる「キューズファーム」、そしてフットサルコートの新設など、多様な分野で本市と連携・協力した取組を展開されています。

この度の協定締結を機に、これまで以上に強固なパートナーシップを形成し、相互の連携・協力関係を強化することで、ともにより良いまちづくりを進めていきます。



キューズファームでの植えつけ体験

2 期間

協定締結日（令和4年11月4日）から令和5年3月31日まで（1年毎に更新）

3 主な連携内容

- ・地域コミュニティの活性化に関すること
- ・生涯学習及び健康・スポーツの増進に関すること
- ・子ども・子育て及び防犯・安心・安全に関すること
- ・地域経済及び産業の発展に関すること

ほか、計8項目

4 締結式

と き 令和4年11月4日（金） 午後1時30分から

と ころ あまがさきキューズモール 2階キューズパーク

（雨天時：3階レンガのひろば）

出席者 尼崎市長 稲村和美

東急不動産株式会社 都市事業ユニット 都市事業本部 執行役員 本部長 伊丹政俊

以 上

尼崎市とあまがさきキューズモール（東急不動産株式会社）との 包括連携協定書

尼崎市（以下「甲」という。）とあまがさきキューズモール（東急不動産株式会社）（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、まちづくりに係る幅広い分野で相互に協力し、互いの強みを出し合い、まちの課題の解決や地域の一層の活性化、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 地域コミュニティの活性化に関すること
- (2) 生涯学習の推進に関すること
- (3) 健康・スポーツの増進に関すること
- (4) 子ども・子育てに関すること
- (5) 防災・減災に関すること
- (6) 防犯・安全・安心に関すること
- (7) 地域経済及び産業の発展に関すること
- (8) まちの魅力及び市政情報の発信に関すること
- (9) 前各号のほか、本協定の目的のために必要と認める事項

（連絡調整及び定期的な協議）

第3条 甲及び乙は、前条に定める事項の円滑な推進を図るため、それぞれの連携事項について連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、定期的に協議を行うものとする。

（協定の期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに、甲又は乙のいずれからも書面をもって更新しない旨の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承認を得ないで他に漏らす事があってはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も効力を有するものとする。

(協定の変更)

第6条 甲又は乙のいずれかが協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(その他)

第7条 本協定書に定める事項に関する細目については、別途協議して定めるものとする。

2 本協定書に定めのない事項及びこの協定書に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を保有する。

令和4年11月4日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市長 稲村 和美 (自署)

(乙) 東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号

東急不動産株式会社

都市事業ユニット 都市事業本部

執行役員 本部長 伊丹 政俊 (自署)